

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年5月19日(2011.5.19)

【公表番号】特表2010-525877(P2010-525877A)

【公表日】平成22年7月29日(2010.7.29)

【年通号数】公開・登録公報2010-030

【出願番号】特願2010-506382(P2010-506382)

【国際特許分類】

A 6 1 C 7/14 (2006.01)

A 6 1 C 7/28 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 7/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月31日(2011.3.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セラミック製歯科矯正ブラケットであって、

近心側セクションと、

遠心側セクションであり、前記近心側セクション及び前記遠心側セクションがそれぞれ外表面を含み、前記近心側セクション及び前記遠心側セクションの前記外表面が共に前記ブラケットを歯に接着するためのベースを提供する、遠心側セクションと、

前記近心側セクション及び前記遠心側セクションを横切って概ね近心側-遠心側方向に延びる、アーチワイヤースロットと、

前記近心側セクションと前記遠心側セクションとの間で概ね咬合側-歯肉側方向に延びる細長いチャネルであって、前記チャネルが舌側方向に前記アーチワイヤースロットの舌側の深さより深い深さを有する、細長いチャネルと、

前記近心側セクションと前記遠心側セクションとの間で前記チャネルの舌側に延び、かつ前記チャネルの長さ方向に沿って延びる、脆弱線であって、前記脆弱線が、前記チャネルの長手方向軸線に概ね平行に延びる基準軸を中心に前記近心側セクション及び前記遠心側セクションを回転させることにより前記ブラケットを歯から剥離させ得る、脆弱線と、

前記近心側セクションの前記外表面と前記遠心側セクションの前記外表面との間で前記チャネルに概ね平行な方向に延びるくぼみであって、前記くぼみが、前記近心側セクション及び前記遠心側セクションの前記外表面の隣接する領域から顔面側方向に間隔を空けて配置された底面を有するくぼみと、を備え、

前記ベースが、近心側-遠心側方向に全幅、及び咬合側-歯肉側方向に全高を有し、前記全高に対する前記全幅の比が約0.95未満である、セラミック製歯科矯正ブラケット。